

委員会提出議案

▷「手話言語法」制定を求める意見書（全員一致で可決）

【全文】手話とは、日本語を音声ではなく手や指、体などの動きや顔の表情を使う独自の語彙や文法体系を持つ言語である。手話を使う者にとって、聞こえる人たちの音声言語と同様に、大切な情報獲得とコミュニケーションの手段として大切に守られてきた。

しかしながら、ろう学校では手話は禁止され、社会では手話を使うことで差別されてきた長い歴史があった。

平成 18 年 12 月に採択された国連の障害者権利条約には、「手話は言語」であることが明記されている。

障害者権利条約の批准に向けて日本政府は国内法の整備を進め、平成 23 年 8 月に改正された「障害者基本法」では「全ての障害者は、可能な限り、言語（手話を含む。）その他の意思疎通のための手段についての選択の機会が確保される」と定められた。

また、同法第 22 条では国・地方公共団体に対して情報保障施策を義務づけており、手話が音声言語と対等な言語であることを広く国民に広め、聞こえない子どもが手話を身につけ、手話で学べ、自由に手話が使え、さらには手話を言語として普及、研究することのできる環境整備に向けた法整備を国として実現することが必要であると考えます。

よって、国におかれては、下記事項を講ずるよう強く求めるものである。

記

- 1 手話が音声言語と対等な言語であることを広く国民に広め、聞こえない子どもが手話を身につけ、手話で学べ、自由に手話が使え、さらには手話を言語として普及、研究することのできる環境整備を目的とした「手話言語法（仮称）」を制定すること。

以上、地方自治法第 99 条の規定により意見書を提出する。
提出先＝衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、厚生労働大臣、文部科学大臣

▷ブラッドパッチ療法の保険適用及び

脳脊髄液減少症の診断・治療の推進を求める意見書（全員一致で可決）

【全文】脳脊髄液減少症とは、交通事故、スポーツ外傷、落下事故、暴力等、頭頸部や全身への衝撃により、脳脊髄液が漏れ続け、頭痛、首・背中の痛み、腰痛、めまい、吐き気、視力低下、耳鳴り、思考力低下等の様々な症状が複合的に発症する疾病と言われている。

医療現場においては、このような症状の原因が特定されない場合が多く、患者は「急け病」あるいは「精神的なもの」と判断されてきた。また、この疾病に対する治療法として、ブラッドパッチ療法の有用性が認められつつも、保険適用外であり、診断・治療基準も定まっていないため、患者本人の肉体的・精神的苦痛はもとより、患者家族の苦勞も計り知れないものがある。

平成 23 年度の厚生労働省研究班による「脳脊髄液減少症の診断・治療法の確立に関する研究」の報告書に、「交通事故を含め外傷による脳脊髄液の漏れは決して稀ではない」と明記され、このことにより外傷による髄液漏れはあり得ないとの医学会の常識を覆す結果となった。

さらに、脳脊髄液減少症の一部である「脳脊髄液漏出症」の画像診断基準が定められ、平成 24 年 5 月に、治療法である硬膜外自家血注入療法（いわゆるブラッドパッチ療法）が「先進医療」として承認され、7 月から平成 26 年度の保険適用を目指し、ブラッドパッチ療法の治療基準作りが開始された。

また、研究班による世界初といわれる脳脊髄液減少症の周辺病態の研究も並行して行われることになっているが、脳脊髄液減少症患者の約 8 割は「脳脊髄液漏出症」の診断基準には該当しないため、脳脊髄液減少症の周辺病態の解明に大きな期待が寄せられている。

よって、国においては、以上の現状を踏まえ、下記の事項について適切な措置を講じられるよう強く要望する。

記

- 1 ブラッドパッチ療法の治療基準を速やかに定め、平成 26 年度に保険適用とすること。
- 2 「脳脊髄液減少症の診断・治療法の確立に関する研究」を平成 25 年度以降も継続し、「診療ガイドライン」の早期作成とともに、子どもに特化した研究及び周辺病態の解明を行うこと。
- 3 脳脊髄液減少症の実態調査を実施し、患者・家族に対する相談及び支援体制を確立すること。
- 4 ブラッドパッチ療法に関する「先進医療」認定施設を、各都道府県に最低 1 か所設けること。

以上、地方自治法第 99 条の規定により意見書を提出する。
提出先＝衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、総務大臣、厚生労働大臣

議員提出議案

市議会議員の定数を 20 人に削減しました

▷館林市議会議員定数条例の一部を改正する条例＝3 月定例会最終日に、市議会議員の定数を 22 人から 2 人削減し、20 人とする改正案が提出され、賛成多数で可決されました。これにより、次の一般選挙から市議会議員の定数は 20 人となります。

▷豪雪被害に対する激甚災害の指定を求める意見書（全員一致で可決）

【全文】平成 26 年 2 月 14 日から 15 日にかけて群馬県を直撃した観測史上最高の記録的な豪雪は、多数の農業用ハウスや家屋、車庫等の損壊等、市民生活に甚大な被害をもたらした。

館林市においても、災害復旧に向けて全力で取り組んでいるところであるが、この甚大な被害に対しては、県及び市の対策に加え、国のさらなる支援が不可欠である。

ついては、今回の歴史的な豪雪に対する被害について激甚災害に指定し、積極かつ速やかな措置が講じられることを強く要望する。

以上、地方自治法第 99 条の規定により意見書を提出する。
提出先＝衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、内閣官房長官、内閣府特命担当大臣（防災）、総務大臣、財務大臣、農林水産大臣、経済産業大臣、国土交通大臣

請願の審議結果

▷脳脊髄液減少症の診断及び治療等に関する請願書＝意見書が可決されたことにより、みなす採択となりました。

▷労働者保護ルール改定反対を求める意見書の採択を求める請願書＝賛成少数で不採択されました。

▷手話言語法制定を求める意見書の提出を求める請願書＝意見書が可決されたことにより、みなす採択となりました。

